

行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会  
第2WG説明資料

(独)年金・健康保険福祉施設整理機構

平成25年10月22日  
厚生労働省

# 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の概要

## 1. 法律の趣旨

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RF0）を年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、独立行政法人地域医療機能推進機構に改組して、地域医療に貢献しつつ安定的な病院運営を行う組織とする。

## 2. 改組法人の概要

### (1) 目的

救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療・介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進に寄与すること。

### (2) 業務

病院、介護老人保健施設及び看護師養成施設の設置及び運営の業務を行う。

### (3) 病院等の譲渡

病院等のうち、譲渡後も地域において必要とされる医療機能が確保されるものについては、譲渡することができる（この場合においては、地元地方自治体の意見を聴取）。

※緊急の必要がある場合を除き、業務の財源に充てるための交付金は交付されない。

## 3. その他

- 地域医療機能推進機構（機構）への改組時期は、公布の日（平成23年6月24日）から3年以内の政令で定める日。※政令で平成26年4月1日と規定。

# 年金・健康保険福祉施設整理機構から地域医療機能推進機構への改組のイメージ

## 年金・健康保険福祉施設整理機構

### <目的>

年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、健康保険事業等の適切な財政運営に資すること

### <業務>

年金福祉施設等の譲渡、それまでの間の施設の管理・運営

病院等の運営は特例民法法人等に委託（病院職員は特例民法法人等の職員）

### <役職員>

理事長、監事2名（非常勤）、理事1名（非常勤）、職員23名（H25. 7時点）

改組

## 地域医療機能推進機構

### <目的>

救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進等に寄与すること

### <業務>

病院、介護老人保健施設、看護師養成施設の設置及び運営等

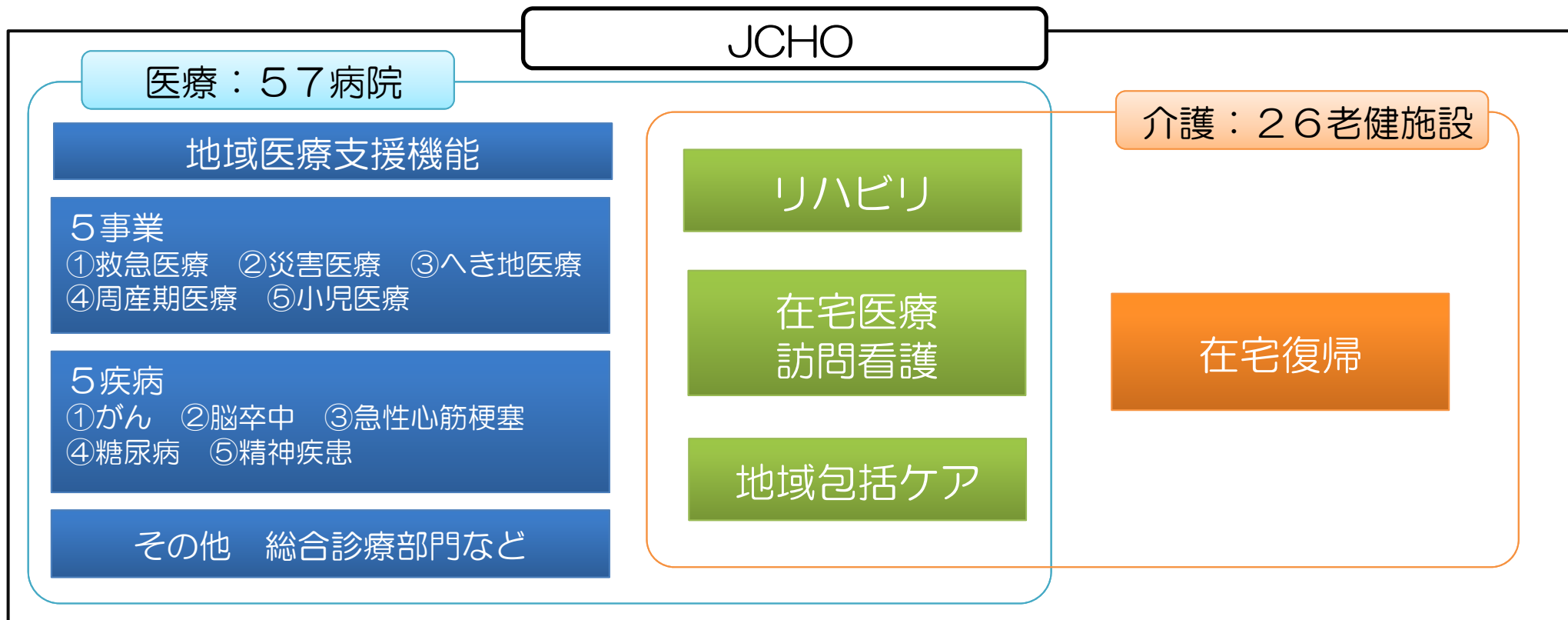
病院等の運営は直営（病院職員は独立行政法人の職員）

### <役職員>

理事長、監事2名、常勤理事5名、非常勤理事5名、職員は約2万人前後（推計）

# JCHOの病院が地域において果たす役割のイメージ

法律上、JCHOは、病院・老健施設等を運営し、5事業、リハビリテーションその他地域に必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることが目的とされている。



各地域において不足している医療・介護機能を積極的に補完



他の医療機関等と連携して地域に必要とされる医療・介護機能を確保